

令和3年3月1日

令和2年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

## 目

## 次

1	職員のサービスの宣誓に関する条例	・・・	1
2	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・・・	2
3	鳥羽市職員給与条例	・・・	3
4	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条関係）	・・・	5
5	鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条関係）	・・・	6
6	鳥羽市固定資産評価審査委員会条例	・・・	7
7	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	10
8	鳥羽市国民健康保険条例	・・・	13
9	鳥羽市介護保険条例	・・・	14
10	鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	・・・	17
11	鳥羽市漁港管理条例	・・・	19
12	鳥羽市学校職員住宅管理条例	・・・	20

## 新旧対照表

## (件名) 職員のサービスの宣誓に関する条例 (昭和31年条例第17号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>様式第1号 (第2条関係) 宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 _____</p>	<p>様式第1号 (第2条関係) 宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 _____</p>

## 新旧対照表

## (件名) 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和31年条例第8号)

改正案 (新)			現行 (旧)		
別表 (第1条、第2条関係)			別表 (第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)			(略)		
学校医	年額 1校につき224,000円に 園児・児童・生徒1人 につき400円を乗じて得 た額を加えた額	同	学校医	年額 1校につき224,000円に 園児・児童・生徒1人 につき260円を乗じて得 た額を加えた額	同

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市職員給与条例(昭和31年条例第14号)

改正案(新)		現行(旧)	
別表第4(第2条関係) 級別職務分類表 ア 行政職給料表		別表第4(第2条関係) 級別職務分類表 ア 行政職給料表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
(略)		(略)	
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長、副室長、主査の職務 2 保育所長、主任保育士又は幼稚園長、主任教諭の職務 3 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	3級	1 係長、副室長、主査の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 課長補佐、室長、次長、副署長、室長補佐、署長補佐の職務 2 困難な業務を行う係長、副室長、主査の職務 3 困難な業務を行う保育所長、主任保育士又は幼稚園長、主任教諭の職務 4 極めて高度な知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務	4級	1 本庁又は委員会等の課長補佐、室長、次長の職務 2 困難な業務を行う係長、副室長、主査の職務 3 保育所長、主任保育士又は幼稚園長、主任教諭の職務 4 極めて高度な知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務
5級	課長、局長、書記長、副参事、消防次長、消防署長の職務	5級	本庁又は委員会等の課長、局長、書記長、副参事の職務
6級	1 参事の職務 2 消防長又は困難な業務を行う課長、局長、書記長、副参	6級	1 参事の職務 2 困難な業務を行う本庁又は委員会等の課長、局長、書記長の職務
		備考	

改正案（新）	現行（旧）				
<table border="1"><tr><td data-bbox="143 236 300 320"></td><td data-bbox="300 236 1115 320">事、消防次長、消防署長の職務</td></tr></table>		事、消防次長、消防署長の職務	<table border="1"><tr><td data-bbox="1124 236 2092 411">1 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条の規定により議会におかれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。</td></tr></table>	1 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条の規定により議会におかれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。	
	事、消防次長、消防署長の職務				
1 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法第138条の規定により議会におかれる事務局並びに同法第138条の4の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。					
<table border="1"><tr><td data-bbox="143 323 1115 411">イ 医療職給料表</td></tr><tr><td data-bbox="143 411 1115 483">(略)</td></tr></table>	イ 医療職給料表	(略)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1124 414 2092 502">イ 医療職給料表</td></tr><tr><td data-bbox="1124 502 2092 571">(略)</td></tr></table>	イ 医療職給料表	(略)
イ 医療職給料表					
(略)					
イ 医療職給料表					
(略)					

## 新旧対照表

(件名) 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第23号) (第1条関係)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の120</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の120</u>」と、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第23号) (第2条関係)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の120」と、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(期末手当に関する経過措置)</p> <p>3 第13条及び第25条において準用する給与条例第43条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の120」とする。</p> <p>4 (略)</p>



## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市固定資産評価審査委員会条例 (昭和31年条例第35号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>削除</p> <p>4 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに、当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p>
<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、<u>提出者</u>がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>調査</u>を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、<u>議事</u>に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載した決定書正副2通を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し<u>提出者</u>がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し<u>調査</u>を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し<u>議事</u>に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名<u>押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、<u>委員会</u>が記名<u>押印</u>した決定書正副各1通を作成しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正案 (新)	現行 (旧)
2 (略)	2 (略)

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市国民健康保険税条例(昭和35年条例第2号)

改正案(新)	現行(旧)
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」とい</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>う。)が2以上の場合にあつては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し</p>	<p>ア～カ（略）</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～カ（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若し</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>くは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額</u>」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額</u>」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p> <p>5～17（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）</p> <p>18 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</u></p>	<p>くは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項</u>に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「<u>法第703条の5に規定する総所得金額</u>（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。</p> <p>5～17（略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例）</p> <p>18 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項</u>に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市国民健康保険条例 (昭和34年条例第4号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p data-bbox="241 360 327 387">附 則</p> <p data-bbox="199 453 1061 480">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="159 496 1104 986">第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="159 1007 333 1034">2・3 (略)</p>	<p data-bbox="1211 360 1296 387">附 則</p> <p data-bbox="1173 453 2036 480">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p data-bbox="1133 496 2072 938">第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="1133 1007 1308 1034">2・3 (略)</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市介護保険条例 (平成12年条例第1号)

改正案 (新)	現 行 (旧)
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,558円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>52,806円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>60,930円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>73,116円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>81,240円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,426円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>101,550円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>117,798円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>125,922円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>134,046円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>142,170円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>154,356円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令 (平成10年政令第412号。以下「令」という。)</p> <p>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>41,700円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54,210円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>62,550円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>75,060円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>83,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,910円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>104,250円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>120,930円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>129,270円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>137,610円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>145,950円</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>158,460円</u></p>



改正案（新）	現行（旧）
<p>ア・イ（略）</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>162,480円</u></p> <p>2 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第5項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>24,372円</u>とする。</p> <p>3 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第6項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>40,620円</u>とする。</p> <p>4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第7項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>56,868円</u>とする。</p>	<p>ア・イ（略）</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>166,800円</u></p> <p>2 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第5項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度は、31,270円、令和2年度は、25,020円</u>とする。</p> <p>3 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第6項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度は、47,950円、令和2年度は、41,700円</u>とする。</p> <p>4 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、令第39条第7項に基づき、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度は、60,460円、令和2年度は、58,380円</u>とする。</p>
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例）</p> <p>第9条 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る</u></p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例）</p> <p>第9条 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、保険料（令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けよ</u></p>

改正案（新）	現行（旧）
納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日）が存するものに限る。）の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。	うとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年条例第2号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員 <u>(以下「主任介護支援専門員」という。)</u> でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員 (主任介護支援専門員を除く。) を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>令和9年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員 (主任介護支援専門員を除く。) を <u>同条第1項</u>に規定する管理者とすることができる。</p> <p>3 <u>令和3年4月1日</u>以後における前項の規定の適用については、同項中「<u>第6条第2項</u>」とあるのは「<u>令和3年3月31日</u>までに法第46条第1項の指定を受けている事業所 (同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者 (以下「管理者」という。)) が、主任介護支援専門員でないものに限る。) については、第6条第2項」と、「<u>介護支援専門員</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>平成33年3月31日</u>までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員 (介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) 第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。) を <u>第6条第1項</u>に規定する管理者とすることができる。</p>

改正案（新）	現行（旧）
<u>（主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項に規定する」とあるのは</u> <u>「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」</u> <u>とする。</u>	

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市漁港管理条例 (昭和45年条例第2号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p>(占用の許可等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の占有期間は<u>10年</u>を超えることができない。ただし、市長が、特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>(占用の許可等)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の占有期間は<u>1月 (工作物の設置を目的とする占有にあつては3年)</u>を超えることができない。ただし、市長が、特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。</p>

## 新旧対照表

## (件名) 鳥羽市学校職員住宅管理条例 (昭和34年条例第12号)

改正案 (新)					現行 (旧)				
別表 (第5条関係)					別表 (第5条関係)				
住宅名称	所在地	月額使用料 (円)	構造	備考	住宅名称	所在地	月額使用料 (円)	構造	備考
神島1号住宅	神島町1番地1	<u>13,000</u>	木造		神島1号住宅	神島町1番地1	<u>15,000</u>	木造	
神島2号住宅	〃	<u>13,000</u>	〃		神島2号住宅	〃	<u>15,000</u>	〃	
神島3号住宅	神島町280番地	<u>8,000</u>	〃	单身用	神島3号住宅	神島町280番地	<u>12,000</u>	〃	单身用
神島4号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島4号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島5号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島5号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島6号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島6号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島7号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島7号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島8号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島8号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島9号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島9号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島10号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島10号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島11号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島11号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃

改正案 (新)					現行 (旧)				
神島12号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島12号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島13号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島13号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島14号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島14号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島15号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島15号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島16号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島16号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島17号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島17号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島18号住宅	〃	<u>8,000</u>	〃	〃	神島18号住宅	〃	<u>12,000</u>	〃	〃
神島19号住宅	〃	<u>13,000</u>	〃		神島19号住宅	〃	<u>18,000</u>	〃	

改 正 案 (新)							現 行 (旧)								
様式第1号 (第3条関係) 学校職員住宅入居申込書							様式第1号 (第3条関係) 学校職員住宅入居申込書								
本籍							本籍								
現住所							現住所								
使用者 氏名							使用者 氏名								
同居者	続柄	氏名	年齢	職業	備考		続柄	氏名	年齢	職業	備考				
<p>上記申込みいたします。</p> <p>入居を許可された上は鳥羽市学校職員住宅管理条例を厳守することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 _____</p> <p style="text-align: right;">所属長 _____</p> <p>鳥羽市教育委員会 様</p>							<p>上記申込みいたします。</p> <p>入居を許可された上は鳥羽市学校職員住宅管理条例を厳守することを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">本人 _____ ④</p> <p style="text-align: right;">所属長 _____ ④</p> <p>鳥羽市教育委員会 様</p>								
保証人							保証人								
							氏名		本人との続柄		職業		現住所		